

## 「いじめ総合対策【第2次】(案)」に対する意見

■意見募集の目的	平成 29 年度から各学校等で実施する「いじめ総合対策【第2次】」を策定するに当たり、都民等から寄せられた意見を踏まえ、より効果的に取組を推進できるようにするため。
■意見募集の対象	「いじめ総合対策【第2次】(案)」について
■募集期間	平成 28 年 11 月 25 日(金) から 12 月 24 日(土) まで
■提出方法等	意見提出用様式を参考にして、氏名、住所(区市町村名)を記載した上で、電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法により提出
■意見の件数等	8 人 10 件

区 分 等		御 意 見 の 要 旨	「いじめ総合対策【第2次】」への記載等
1	教職員の 人権感覚の向上 と多様性の尊重	いじめ問題の解決のためには、教職員の人権意識を向上させることや、子供に多様な存在を認める意識を身に付けさせることが必要である。	「子供と教職員の信頼関係の構築」の中に、人権に配慮して子供に関わる趣旨から「一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ」と記載している。 「よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導」の中に、「多様な他者と協働して解決しようとしたりする態度を育成する」と記載している【上巻 16 ページ】
2	教職員の 意識向上、 学校の体 制整備	管理職の上意下達のみでは、教職員が主体的に学校運営に参画する意識をもつのは困難である。	「コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり」の中に、「一人一人の教職員の力を生かしながら組織として機能を発揮」できるよう、「管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにする」と記載している。【上巻 18 ページ】
3	いじめ認知の視点	「いじめ発見のチェックシート」には、様々なポイントが盛り込まれていてよいと思うが、子供の遅刻等の状況も、いじめ発見の視点に追加すべきである。	参考資料として添付している「いじめ発見シート」の「言葉・行動」の項目の中に、「欠席や遅刻が多くなる」を追加した。【上巻 89 ページ】
4	子供への 指導の充 実	子供が退屈することなく、集中して取組を行うことができるよう指導を工夫することで、他の子供に対して、いじめなどの行為を行わないようにすることが必要である。	「魅力ある授業の実現」の中に、「一人一人の子供が目標をもって、集中して学習活動に取り組めるようにするなど、学習意欲を高めることができる授業への改善を図る」と追記した。【上巻 15 ページ】
5	人権教育の推進	子供の自己決定権や表現の自由を制限せず、自尊感情を高めることが必要である。	「子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組」の中に、「子供たちが、いじめを自分たちの問題としてとらえ行動できるようにする」と記載している。【上巻 26 ページ】

区 分 等		御 意 見 の 要 旨	「いじめ総合対策【第2次】」への記載等
6	子供への指導の充実	子供の気付きを促す指導の充実	『「いじめに関する授業」の実施』の中に、「たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる」など、一面的な指導に終始しないよう留意することを記載している。【上巻23ページ】
7		やさしさと厳しさによる指導の推進	「子供と教職員の信頼関係の構築」の中に、「子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し」など、やさしさを伴う指導の大切さについて記載している。【上巻16ページ】 「重大性の段階に応じたいじめの類型(例)」の中で、行為によっては「警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い」と記載している【上巻34ページ】
8		犯罪に該当する行為への対応	犯罪に該当するいじめの行為を、小学校の時から正しく指導すべきである。(例：「殴る、蹴る」⇒暴行罪、「死ね」と脅す⇒脅迫罪 など)
9	保護者との連携の推進	いじめを行う子供の家庭が、何らかの問題を抱えていることもあるので、保護者の意識を啓発していくことが必要である。	「加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察」の中に、「保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う」など、保護者の意識啓発を含めた支援の重要性について記載している。【上巻56ページ】
10	地域等との連携の推進	いじめ問題は、家庭の環境等が影響していることもあり、教員だけで解決することが困難な場合も多いので、地域の高齢者等の協力を得て、学校に常駐させたり、何かあったら所管の教育委員会に通報したりする体制を整備すべきである。	「保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成」の中に、「学校は、保護者、地域、関係機関等と(中略)それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておく」と記載しているとともに、これに加えて、「地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえるよう依頼しておく」と追記した。【上巻29ページ】

※【 】内に記載しているページ数は、本文の該当箇所を示す。